

# 第27期 | 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** | 2023年12月22日(金曜日)午前10時  
午前9時30分 配信開始予定

**開催方法** | 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）  
※株主様に実際にご来場いただく会場はございません。  
※当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。詳細につきましては、3頁から7頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご確認ください。

## 会議の目的事項

### 報告事項

1. 第27期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件

証券コード 4475  
2023年12月7日  
(電子提供措置の開始日 2023年11月30日)

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町16番28号  
H E N N G E 株 式 会 社  
代表取締役社長 小 椋 一 宏

## 第27期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお  
願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、当社名（HENNGE）又は証券  
コード（4475）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧  
書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

本総会におきましては、当社定款第12条第2項の定めに基づき、インターネット上でのみ開催  
する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の方式を採用しております。  
当日ご出席を希望される株主様は、3頁から7頁の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」  
に従って、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により、本総会にご出席くださ  
いますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 開催日時 2023年12月22日（金曜日） 午前10時（午前9時30分配信開始予定）  
※通信障害等の影響により、本総会を上記日時に開会することが困難な場合は、本総会は予備日である2023年12月23日（土曜日）午前10時に延期するものといたします。  
※当社が予備日に本総会を開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>）にて速やかにお知らせいたします。
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）  
※株主様に実際にご来場いただく会場はございません。  
※当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる環境やお手続き方法等の詳細は、本通知3頁から7頁のご案内をご確認ください。
3. 会議の目的事項  
【報告事項】
  1. 第27期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第27期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件

以 上

- =====  
◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、予備日である2023年12月23日（土曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。  
また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合においても、当社ウェブサイトにて変更内容等をお知らせいたします。
- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎代理人によるご出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。お手続きの詳細に関しましては、3頁から7頁の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご参照ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査した対象の一部であります。
- 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
  - 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>）及び東京証券取引所のウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## <バーチャルオンリー株主総会に関するご案内>

本総会は、インターネット上でのみ開催する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の方式を採用しており、株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。当日ご出席を希望される株主様は、以下のとおり、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により、本総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

バーチャル出席される株主様は、当日ライブ配信にて本総会の議事の様子をご視聴いただきながら、本総会の目的事項に関するご質問、動議のご提出が可能です。

なお、通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時通信断絶される等の通信障害が発生する可能性がございます。このような通信障害等の影響により本総会の開催又は継続が困難であると当社が判断した場合には、2頁に記載のとおり、本総会を後日に延期又は続行させていただくことがございます。

万が一、本総会の開催又は継続が困難となった場合には、本総会の延期又は続行に関する情報を含め、当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。

### 1. バーチャル出席に必要な環境

最新バージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であることをご確認ください。具体的には以下の環境を推奨いたします。

パソコンでご利用の場合	最新バージョンのGoogle Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari	
スマートフォンでご利用の場合	iOS	最新バージョンのSafari
	Android	最新バージョンのGoogle Chrome
その他	20Mbps以上のインターネット接続	

※上記ご利用環境においても、OSとブラウザの組み合わせ又はブラウザの設定状況によっては不具合が発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※バーチャル出席いただくにあたり、参加場所及び通信環境については株主様ご自身でご用意いただく必要がございます。また、通信料等は株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン、スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合につきましては、当社では一切の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 当日のご出席方法

#### (1) 開催日時

2023年12月22日（金曜日） 午前10時（午前9時30分配信開始予定）

※通信障害等が発生した場合には、予備日である2023年12月23日（土曜日）午前10時より本総会を開催いたします。

## (2) アクセス方法

HENNGE株主総会サイト

接続先URL：<https://web.sharely.app/login/henнге-27>



- ①上記URLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。
  - ②接続されましたら、出席票に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力いただき、ログインしてください。
- ※必要事項をご入力いただきますと、すぐにご利用が可能です。
- ※株主番号等がご不明の場合は、下記URLをご参照ください。
- <https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

## (3) 株主総会の延期又は続行の決定権限の委任採決の方法

本総会の当日、冒頭にて「通信障害等により議事に著しい支障が生じた場合は、本総会の延期又は続行を決定する権限を議長に対して委任する」旨の決議を行います。

バーチャル出席される株主様は、本総会の当日に議長が指定する時間内に、当該採決に対する賛否の意思表示をお願い申し上げます。なお、複数回の意思表示をされた場合、最後に行われたものを有効として取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

## (4) 当日質問の方法

- ・上記「(2) アクセス方法」に従ってログイン後、議長の指示に従って、画面下の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力の上、ご送信ください。
- ・ご質問は、お一人様1送信につき1問とし、ご入力いただく文字数は150字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、要点を簡潔にまとめてご入力ください。
- ・株主様のご関心が高いご質問を中心に、本総会にてご回答させていただくことを予定しております。
- ・質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答することができない場合がございます。その場合は、後日、当社ウェブサイト(<https://henнге.com/jp/ir/stock/meeting/>)に、ご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一部を掲載することを予定しております。
- ・同一又は類似のご質問を多数回連続して送信したり、特定の個人に対する誹謗中傷、攻撃等の不適切な内容を含むご質問を送信するなど、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当該ご質問を送信した株主様からのご質問を強制的に削除させていただきます。あらかじめご了承ください。

## (5) 動議の提出方法

動議のご提出を希望される株主様は、上記「(2) アクセス方法」に従ってログイン後、議長の指示に従って、画面下の「動議」ボタンより動議内容をご入力の上、ご送信ください。

※同一又は類似の動議を多数回連続して送信したり、特定の個人に対する誹謗中傷、攻

撃等の不適切な内容を含む動議を送信するなど、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当該動議を送信した株主様からの動議を強制的に削除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 事前質問の方法

事前質問受付サイト

接続先URL：[https://web.sharely.app/e/henнге-27/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/henнге-27/pre_question)



- ①上記URLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。
- ②接続されましたら、出席票に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力いただき、ログインしてください。
- ③ログイン後、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力のうえ、ご送信ください。
  - ※ご質問は、お一人様1送信につき1問とし、ご入力いただく文字数は150字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、要点を簡潔にまとめてご入力ください。
  - ※株主様のご関心が高いご質問を中心に、本総会にてご回答させていただくことを予定しております。
  - ※質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答することができない場合がございます。その場合は、後日、当社ウェブサイト(<https://henнге.com/jp/ir/stock/meeting/>)に、ご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一部を掲載することを予定しております。

【事前質問の受付期間】 2023年12月1日（金曜日）午前0時から  
2023年12月18日（月曜日）午後6時まで

### 4. 代理人によるご出席方法

代理人による本総会のご出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主様は、本総会の開催に先立って、当社に代理の意思表示を記載した書面（委任状）のご提出が必要となりますので、必要書類をご準備のうえ、以下の提出先までご郵送又はご送信ください。

〈必要書類〉

●委任状

- ・委任する株主様（委任者）の記名押印（認印可、シヤチハタ不可）又は署名をお願いいたします。
- ・当社より内容確認のためご連絡をさせていただく場合がございますので、日中連絡可能な電話番号もしくはメールアドレスのご記載をお願いいたします。

●委任者及び受任者の各出席票の写し

#### 〈提出期限〉

2023年12月21日（木曜日）午後6時 必着

#### 〈代理人に関する書類のご提出先〉

##### ●電子メールでご提出される場合

kabunushi-soukai@hennge.com 株主総会担当者 宛

##### ●郵送でご提出される場合

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16-28 Daiwa渋谷スクエア  
HENNGE株式会社 株主総会担当者 宛

#### 〈その他〉

- ・提出期限までに必要書類を当社にご提出いただけない場合は、代理人による出席は認められませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いができない場合がございます。
- ・委任状のひな形は下記URLをご参照ください。

<https://onlinesokai-prod-public-files.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/materials/2023-11-02-4228f494fe18195b788e6957a62615fe.pdf>

## 5. 当日のお問い合わせ先

本総会の当日専用のコールセンターをご用意いたしますので、ログイン方法、視聴方法及びシステム操作等に関するお問い合わせにつきましては、下記の電話番号までお電話をお願い申し上げます。

お問い合わせ先：コインチェック株式会社 HENNGE株主総会担当者 宛 電話番号：03-6416-5286 受付日時：2023年12月22日（金曜日） 午前9時から株主総会終了の時まで
--

その他バーチャルオンリー株主総会のご利用方法に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

FAQサイト：<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

## 6. 本総会の運営に関する通信障害対策

- ・通信障害時のマニュアルの整備等、システムの障害発生に備えた対策を講じます。
- ・本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用します。
- ・通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じた場合に備え、あらかじめ予備日を設けます。
- ・事前にテクニカルリハーサルを実施し、回線状況等の不備がないか等を確認いたします。
- ・通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じた場合、議長が本総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、その旨の決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、本総会を延期又は続行する場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) にてご案内いたします。

## 7. インターネットを使用することに支障のある株主様について

バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、パソコンのみならず、スマートフ

オン端末等からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様におかれましては、事前質問を書面又は電子メールにて受け付けます。書面又は電子メールにて事前質問の提出をご希望される株主様は、必要事項をご記載のうえ、以下の提出先までご郵送又はご送信ください。

〈必要事項〉

- ・株主様の氏名及び株主番号
- ・ご質問内容

※本総会の目的事項に関するご質問内容を、150字以内でご記載ください。

※ご質問内容を正確に把握できるよう、要点を簡潔にまとめてご記載ください。

※お寄せいただいたご質問につきましては、株主様のご関心が高いご質問を中心に、本総会にてご回答させていただくことを予定しております。

※質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答することができない場合がございます。その場合は、後日、当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) に、ご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一部を掲載することを予定しております。

※上記所定事項の記載漏れ又は記載に誤り等があった場合には、お取り扱いができませんので、あらかじめご了承ください。

〈提出期限〉

2023年12月18日（月曜日）午後6時 必着

※提出期限までに必要事項が当社に届かなかった場合、お取り扱いができませんので、あらかじめご了承ください。

〈ご提出先〉

- 電子メールでご提出される場合

kabunushi-soukai@hennge.com 株主総会事務局 宛

- 郵送でご提出される場合

〒150 - 0036 東京都渋谷区南平台町16 - 28 Daiwa渋谷スクエア

HENNGE株式会社 株主総会事務局 宛

**その他注意事項**

- ・当日は安定した配信に努め、通信障害等が発生した場合に備えたマニュアルの準備等の対策を行います。が、視聴される株主様の通信環境等を原因とした、ライブ配信の映像、音声の乱れ或いは一時中断などの通信障害等が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害等によってバーチャル出席の株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・バーチャル出席いただくにあたり、出席場所、通信環境及び端末（パソコン・スマートフォン）等は、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。なお、フィーチャーフォンからのバーチャル出席はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・バーチャル出席いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) にてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。なお、当社ウェブサイトにて株主総会の運営についての変更をお知らせする方法に代えて、本総会当日に議長より株主総会の運営の変更についてご案内をする方法を採用させていただきます。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは固く禁じます。



# 事業報告

(2022年10月1日から)  
(2023年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、創業以来「テクノロジーの解放(Liberation of Technology)で世の中を変えていく。」というビジョンを掲げ、私たちの技術や時代の先端をいく技術を、企業が恩恵を受けやすい形に整え、新しい価値として提供することにより、世界の発展に貢献するべく事業を展開しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する各種規制が緩和され、徐々に経済活動の正常化は進んだものの、世界的な経済環境の変化により、今後も景気は依然として不安定な状況が続くと見込まれております。

このような状況下においても、当社グループの属するソフトウェア業界を含む情報通信サービス業界では、少子高齢化により日本の労働力人口が減少しているという課題に対処するための労働生産性向上の観点だけではなく、BCP(事業継続計画)対策、あるいはデジタルトランスフォーメーションの観点からも、クラウドサービスに対する需要は一層拡大傾向となっております。

こうした経営環境のなかで、当社グループは、クラウドサービスを導入して業務効率化を図る企業に対し、クラウドサービスの利便性を損なうことなく、セキュリティリスクを軽減させる「HENNGE One」を成長のドライバーと位置付け、事業を推進しております。

場所や端末を選ばずにいつでもどこからでも機動的に利用できるというクラウドサービスの特性は、業務に幅広い柔軟性をもたらします。しかしながらこの特性は、たとえば意図しない場所からアクセスが可能になってしまうかもしれないといったセキュリティ上の懸念にも繋がります。また、業務の基盤となるメールシステムも含めたグループウェアをクラウドに移行する場合、メール誤送信による情報漏洩や、年々リスクが高まっている標的型攻撃などへの対策もあわせて検討する必要があります。

「HENNGE One」は、様々なクラウドサービスに対する横断的なアクセスコントロールを実現するSaaS認証基盤(IDaaS)に加えて、誤送信対策や標的型攻撃対策などのメールセキュリティにも対応した、クラウド型のワークスタイルに移行する企業をサポートするための総合的なサービスです。

当社グループは、より多くの企業がクラウドサービスを導入することで労働生産性向上を実現し、その他にもBCP対策やデジタルトランスフォーメーションの実現を推進し、それによって日本経済がさらに活性化するように貢献したいと考えております。当社グループは、中長期的な株主価値及び企業価値の向上を目指すべく、主要サービスである「HENNGE One」のLTV(注1)及びARR(注2)を重要な経営指標としております。

当連結会計年度においても、このLTV及びARRの最大化を目指すため、契約企業数とユーザあたり単価を向上させるとともに、低解約率・低原価率の維持を図ってまいりました。また、継続的な売上高の成長実現に向け、積極的なマーケティング活動や人材採用をはじめとした営業体制の強化や、新機能追加によるサービスラインアップの充実に取り組んでまいりました。

この結果、新たなサービス開発やサービス内容の向上も継続的に実施しており、2022年11月には、「tadrill」（年々リスクが高まっている標的型攻撃への実践的な訓練と報告制度を兼ね備えた新サービス）をリリースいたしました。また、2023年6月には、「HENNGE Secure Download for Box」（「PPAP」と呼ばれる従来のメール経由のファイル送信方法の代替ソリューション）と、「HENNGE Access Control API」（働き方の多様化や企業が利用するクラウドサービスの増加に伴い複雑化する各サービスのID管理業務を効率化するソリューション）を、「HENNGE One」の新機能としてリリースいたしました。

そのほか、2023年8月、事業シナジーの創出、中期的な収益基盤の強化及び当社グループとしてのARRの向上を一層図るべく、株式会社kickflowとの資本業務提携にかかる基本合意を締結しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,776百万円（前連結会計年度比20.0%増）、営業利益708百万円（同53.1%増）、経常利益713百万円（同57.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益509百万円（同58.4%増）となりました。なお、売上高のうち6,689百万円（売上高全体のうち98.7%）は解約がされない限り翌期も継続的に売上高となる性質の売上で構成されており、当社グループの安定的な収益基盤を構築しております。また、開発人員の増加や為替変動等によるHENNGE Oneのインフラコスト増の影響等により、売上総利益率は前連結会計年度比0.7ポイント減の83.8%となりました。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントですが、売上区分別の事業概況は、次のとおりです。

## 1. HENNGE One事業

不正ログイン対策、スマートフォン紛失対策、メールの情報漏洩対策などを一元的にクラウドサービス上で提供する「HENNGE One」については、営業面では、大手企業、販売パートナー、新規顧客、既存顧客など様々なアプローチ先に焦点を当てた各種イベントの開催など、多層的な顧客アプローチを実施しました。

また営業職とカスタマーサクセス職の採用・教育、販売パートナーとの連携強化を進めることで、首都圏及びその他の地域での販売拡大のための体制強化にも引き続き注力いたしました。運営面では、2021年10月以降提供を開始している「HENNGE Secure Download」など新機能を加えた新たなライセンス体系を基に、新規顧客獲得体制の充実を図るとともに、既存顧客にも新ライセンス体系への移行を促しながら、ユーザあたり単価の向上に繋げつつも低い解約率を維持するための施策を進めてまいりました。

さらに開発面においては、当連結会計年度にも新機能を順次リリースいたしました。今後の既存機能の改善や新機能の追加開発のため、引き続き日々研究開発を重ねております。

これらの活動の結果として、首都圏・名阪地域を中心とした新規受注の獲得、ユーザあたり単価の上昇、低解約率の維持を達成いたしました。

この結果、HENNGE One事業の売上高は、6,250百万円（前連結会計年度比21.0%増）となりました。また、翌連結会計年度の収益見込みのベースとなるARRは6,929百万円（前連結会計年度末比23.7%増）、当連結会計年度末時点の契約企業数は2,610社（同17.9%増）、契約ユーザ数は2,380,770人（同2.4%増）、直近12ヶ月の平均月次解約率は0.27%（同0.06ポイント増）となりました。

## 2. プロフェッショナル・サービス及びその他事業

プロフェッショナル・サービス及びその他事業については、既にサポート終了を予定していた既存製品のサポートの売上減少の影響があったものの、業績は期初策定の計画どおりに推移いたしました。クラウド型のメール配信システム「Customers Mail Cloud」につきましては、新規顧客獲得、既存顧客のアカウント追加等の受注、メール配信量の増加などにより堅調に推移いたしました。営業面では販路拡大に向けた取り組みを継続し、開発面ではさらなる機能の向上施策を行いました。

この結果、プロフェッショナル・サービス及びその他事業の売上高の合計は、526百万円（前連結会計年度比9.5%増）となりました。

### (注1)LTV (Life Time Value)

顧客が顧客ライフサイクルの最初から最後まで間に当社の商品やサービスを購入した（する）金額の合計です。

### (注2)ARR (Annual Recurring Revenue)

対象月の月末時点における契約ユーザから獲得する、翌期以降も経常的に売上高に積み上げられる可能性の高い年間契約金額の総称です。

## (2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社kickflowとの間で、2023年8月18日付で資本業務提携契約を締結し、2023年9月29日付で同社の優先株式16,850株を200,515千円にて取得しております。

## (8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

### ① 技術革新への対応

IT業界における日進月歩の技術革新に留まらず、多くの企業においてデジタル変革(DX化)が進んでおり、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術をサービスに適切に取り入れていくこと及び市場やユーザのニーズを適時、的確に捉えることが重要であると認識しております。当社グループでは、2022年11月に新サービスとして「tadrill」(年々リスクが高まっている標的型攻撃への実践的な訓練と報告制度を兼ね備えた新サービス)を、また、2023年6月に「HENNGE Secure Download for Box」(「PPAP」と呼ばれる従来のメール経由のファイル送信方法の代替ソリューション)と「HENNGE Access Control API」(働き方の多様化や企業が利用するクラウドサービスの増加に伴い複雑化する各サービスのID管理業務を効率化するソリューション)を「HENNGE One」の新機能として開発し、販売を開始いたしました。このような社内開発活動に加え、HENNGE Oneに続く新規事業開発、事業投資や事業提携等も推進していくことで、市場のニーズに合致した技術力を向上させてまいります。

### ② 開発体制の効率化と強化

ITや先進技術分野への需要は拡大しており、IT技術者不足が、企業の開発力の維持、強化を阻む要因の一つとなっております。当社グループでは、優秀なIT技術者の採用と育成強化に取り組むとともに、国外も含めた幅広い層にアプローチすることで、より優秀な人

材を確保するため、グローバルインターンシッププログラムの実施や、英語の社内公用語化等の取り組みをしております。今後も国籍を問わない採用に注力するなど、体制の強化を図ってまいります。

### ③ 認知度の向上及び販売力の強化

HENNGE OneのARRにつきまして、当連結会計年度は前連結会計年度末比23.7%増と堅調に伸長しておりますが、さらなる収益拡大を図るためには、当該サービスの認知度向上と営業力の強化が重要であると認識しております。当連結会計年度は、新規顧客獲得体制強化のため、特にIT営業経験者を重点的に増強するだけでなく、大手企業、販売パートナー、新規顧客、既存顧客など様々なアプローチ先に焦点を当てた各種イベントの開催など、多層的な顧客アプローチを実施いたしました。今後も状況に応じた戦略的かつ効果的な広告宣伝活動を実施するとともに、優秀な営業人材の採用や育成、また、販売パートナーとの連携強化を図ってまいります。

### ④ 海外への展開

HENNGE Oneはクラウドサービスであるため、国境を越えた展開の可能性を有しております。当社グループでは、中長期的にSaaSの利用拡大が特に見込まれるアジア市場を引き続きターゲットとして捉え、販売拡大を図るとともに、アジア市場以外の海外市場への進出可能性につきましても、継続して検討してまいります。

### ⑤ 人材の採用・育成とダイバーシティの推進

変化の激しい環境において、常に変化と挑戦が必要だと考えており、そのために多種多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材の採用及び育成が重要であると認識しております。当社グループでは、英語を社内公用語とし、ダイバーシティを尊重するカルチャーを醸成するとともに、当社グループのカルチャーに共感した優秀な人材が中長期に亘って高い意欲を持って働ける環境の整備に取り組んでおります。また、オンサイト・リモートワーク環境それぞれの特性を生かしたハイブリッド型の研修プログラムを構築、改善するなど、人材の育成にも努めております。

### ⑥ 顧客満足度の向上

LTV最大化のためには顧客満足度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、前連結会計年度に引き続き、HENNGE Oneに顧客ニーズを捉えた新機能を順々に追加しておりますが、今後も積極的にユーザとのコミュニケーションを図り、当社グループのサービスに対する要望・意見を収集・分析し、既存サービスの改善及び新サービスの開発に反映させてまいります。

### ⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンスを企業経営の透明性・公正性を確保し、継続的な成長を図るために必要不可欠な機能と位置付けております。当社グループでは、株主をはじめ、ステークホルダーとの信頼関係に基づく経営を実現できるようガバナンスの強化に努めるとともに、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの運用についても、監督・監査を強化し、充実を図ってまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区分	第24期 2020年9月期	第25期 2021年9月期	第26期 2022年9月期	第27期 2023年9月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	4,152,655	4,844,887	5,646,198	6,775,545
経常利益 (千円)	535,457	383,403	452,149	712,830
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	354,981	223,835	321,169	508,834
1株当たり当期純利益 (円)	11.29	6.93	9.88	15.75
総資産 (千円)	4,240,770	4,491,217	5,205,645	6,294,786
純資産 (千円)	1,821,808	1,842,829	2,091,805	2,415,276
1株当たり純資産 (円)	56.92	56.72	64.36	74.17

- (注) 1. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
台湾惠頂益股份有限公司	17,500千台湾ドル	100%	HENNGE Oneの販売等

(注) 台湾惠頂益股份有限公司は、2023年2月に、20,000千台湾ドルの減資及び8,000千台湾ドルの増資を行っております。

## (11) 主要な事業内容

当社は主に下記のような事業を展開しております。

HENNGE One事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・アクセスセキュリティ、デバイスセキュリティ、E-Mailセキュリティなどにおけるクラウドサービスの提供</li></ul>
プロフェッショナル・サービス及び その他事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・サーバー管理における導入型ソフトウェア製品の開発と販売</li><li>・メッセージングセキュリティにおける導入型ソフトウェア製品の開発と販売</li><li>・メッセージング分野における導入型ソフトウェア製品の開発と販売</li><li>・メッセージング分野におけるクラウドサービスの提供</li><li>・それらに付帯するサービスの提供</li></ul>

## (12) 主要な事業所(2023年9月30日現在)

本社 東京都渋谷区  
大阪ランチオフィス 大阪府大阪市  
名古屋ランチオフィス 愛知県名古屋市  
福岡ランチオフィス 福岡県福岡市

## (13) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
283名 (28名)	40名増 (2名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の( )は臨時雇用者数(アルバイト)の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

## (14) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 123,080,000株  
 (2) 発行済株式の総数 32,500,600株  
 (自己株式233,017株を含む)  
 (3) 当事業年度末の株主数 10,711名  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
小椋 一宏	8,230,100	25.51
宮本 和明	4,105,700	12.72
永留 義己	3,736,700	11.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,183,600	3.67
株式会社SBI証券	1,011,482	3.13
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	998,204	3.09
MSIP CLIENT SECURITIES	628,400	1.95
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS LEQ CO	617,266	1.91
株式会社ブイ・シー・エヌ	600,000	1.86
楽天証券株式会社	524,000	1.62

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より自己株式数(233,017株)を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を四捨五入して表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役(社外取締役を含む。)及び監査役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

#### 取締役及び監査役に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	13,600株	4名
社外取締役	1,200株	2名
監査役	2,900株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4)②取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。



## (6) その他株式に関する重要な事項

### イ. 自己株式の取得

当社は、2022年11月18日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

①取得した株式の種類	当社普通株式
②取得した株式の総数	250,000株
③株式の取得価額の総額	270,268,700円
④取得期間	2022年11月21日から2022年11月29日

### ロ. 自己株式の処分

2022年12月23日開催の取締役会決議に基づき、2023年1月23日付で譲渡制限付株式報酬として処分した自己株式は以下のとおりです。

①処分期日	2023年1月23日
②処分した株式の種類及び数	当社普通株式 17,700株
③処分価額の総額	18,708,900円（1株あたり1,057円）
④処分先	当社の取締役6名（うち社外取締役2名） 当社の監査役3名
⑤処分の目的	上記取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬として交付

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年9月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小椋 一宏	クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事長
代表取締役副社長	宮本 和明	カスタマー・グロース・ディビジョン 担当執行役員 メッセージング・ビジネス・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	永留 義己	コーポレート・コミュニケーション・ディビジョン 担当執行役員 プロダクト・プランニング・アンド・リサーチ・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	天野 治夫	—	—
取締役	高岡 美緒	—	株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 株式会社カヤック 社外取締役（監査等委員） DNX Ventures Partner 株式会社電通国際情報サービス 社外取締役
取締役	加藤 道子	—	ウーブン・キャピタル パートナー エキサイトホールディングス株式会社 社外取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	後藤 文明	—	—
監査役	早川 明伸	—	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所 代表弁護士 独立行政法人中小企業基盤整備機構 BusiNest アクセラレーターコースメンター GRAソリューションズ株式会社 代表取締役 株式会社モンスターラボホールディングス 監査役 Chatwork株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	小内 邦敬	—	Ebisu税理士法人 代表パートナー

- (注) 1. 田村公一氏は、2022年12月23日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 後藤文明氏は、2022年12月23日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。また、同定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。
3. 高岡美緒氏及び加藤道子氏は、社外取締役であります。
4. 早川明伸氏及び小内邦敬氏は、社外監査役であります。
5. 高岡美緒氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。
6. 加藤道子氏は、オープン・キャピタルのパートナーを務めております。なお、オープン・キャピタルはオープン・バイ・トヨタ株式会社の投資ファンドであり、同氏は同社に所属しております。
7. 早川明伸氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野における専門的知見を有しております。
8. 小内邦敬氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、加藤道子氏並びに早川明伸氏及び小内邦敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	汾陽 祥太	プレジデント・オフィス・ディビジョン 担当
執行役員	中込 剛	台湾オフィス・ディビジョン 担当 台湾惠頂益股份有限公司 董事兼総経理
執行役員	三宅 智朗	カスタマー・サクセス・ディビジョン 担当 クラウド・セールス・ディビジョン 担当 シーエス・セールス・ディビジョン 担当
執行役員	高須 俊宏	ピープル・ディビジョン 担当
執行役員	箕浦 賢一	クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン 担当
執行役員	戸村 誠知	ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン 担当
執行役員	小林 遼	ビジネスプランニングアンドアナリシス・ディビジョン 担当 ファイナンス・アンド・アカウンティング・ディビジョン 担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役又は各監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役、執行役、執行役員、退任役員、管理職従業員(ただし「重要な使用人」に選出された執行役員以外のものをいいます。)、社外派遣役員、相続人であり、取締役会決議により保険料は全額当社が負担することとしております。

当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項又は行為に該当した場合には、補填の対象としないこととしております。

- イ. 私的な利益又は便宜の供与を違法に得た場合
- ロ. 犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)を行った場合
- ハ. 法令に違反することを認識しながら行った行為
- ニ. 被保険者に報酬又は賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われた場合
- ホ. 公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行った場合
- ヘ. 贈収賄行為による公務員等に対する違法な利益の供与、申出を行った場合

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### (a)方針の決定の方法

当社では次のとおり、2021年11月25日開催の取締役会において、2021年12月23日を効力発生日として、取締役の個人別の報酬等の決定方針を改定しております。

###### (b)当該方針の内容の概要

###### イ. 基本方針

###### (i)報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による固定報酬である基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成します。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とします。

###### (ii)報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社又は当社グループの中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とします。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社グループの業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社グループの中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社グループの中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とします。

###### ロ. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の基本報酬は、同業又は同規模の他企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給します。

###### ハ. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容、その額若しくは数又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後速やかに）、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給します。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の役位、職責、業績等を総合的に考慮して決定します。

二. 金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を70%、株式報酬を30%とすることを目安とし、各社外取締役の報酬割合は、基本報酬を85%、株式報酬を15%とすることを目安とし、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して適切な報酬比率となるように決定します。

(c) 取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、上記ロ.及びハ.で定めた評価算定要素を考慮して決定するものとしております。当事業年度におきましては、2022年12月23日開催の取締役会において、当社代表取締役社長 小椋一宏（クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン担当執行役員）に個人別の取締役の報酬額について具体的内容の決定を委任する旨の決議を行い、同代表取締役社長にて決定を行っております。

こうした決定権限を委任した理由は、当該決定権限の行使に際し、他の取締役と協議、議論を行う等の措置を講じていることにより、代表取締役社長による恣意性が介在する余地が小さく、一定以上の客観性と妥当性を担保できていると判断したためであり、また、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知している代表取締役社長は、適切に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(d) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個別報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役一任の決議を経たうえで、「(b)当該方針の内容の概要」に記載の方針に従い、個々の職責、業績貢献等を総合的に勘案して決定を行っていることから、取締役会としては、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	対象となる役員の 員数 (人)
取締役 (うち社外 取締役)	103,465 (14,463)	94,284 (13,500)	—	9,181 (963)	7 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	31,962 (17,626)	30,000 (16,500)	—	1,962 (1,126)	4 (3)

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。なお、上記表には2022年12月23日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役

- 1名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、基本報酬については、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において、年額200,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は4名です。  
また、非金銭報酬については、2021年12月23日開催の第25期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額60,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）と決議いただいております。上記表の報酬等の総額及び非金銭報酬等の総額に、当該譲渡制限付株式報酬の額を含めております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）です。
  3. 監査役の報酬限度額は、2022年12月23日開催の第26期定時株主総会において、基本報酬については、年額50,000千円以内と決議いただいております。また、非金銭報酬については、同株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額5,000千円以内と決議いただいております。上記表の報酬等の総額及び非金銭報酬等の総額に、当該譲渡制限付株式報酬の額を含めております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	高岡 美緒	株式会社セプテーニ・ホールディングス 株式会社カヤック DNX Ventures 株式会社電通国際情報サービス	社外取締役 社外取締役(監査等委員) Partner 社外取締役	同氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。その他兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	加藤 道子	ウーブン・キャピタル エキサイトホールディングス株式会社	パートナー 社外取締役	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。なお、左記兼職先のウーブン・キャピタルは、ウーブン・バイ・トヨタ株式会社の投資ファンドであり、同氏は同社に所属しておりますが、同社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	早川 明伸	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所 独立行政法人中小企業基盤整備機構 GRAソリューションズ株式会社 株式会社モンスターラボ ホールディングス Chatwork株式会社	代表弁護士 BusiNestアクセラレーターコースメンター 代表取締役 監査役 社外取締役(監査等委員)	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	小内 邦敬	Ebisu税理士法人	代表パートナー	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。



### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度開催における取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務その他の活動状況
社外取締役	高岡 美緒	取締役会に18回中18回 (出席率100%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るといった期待役割を担うなかで、金融業界における豊富な投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
	加藤 道子	取締役会に18回中18回 (出席率100%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るといった期待役割を担うなかで、金融業界における豊富な投資全般の経験と知見に加え、コーポレート・ファイナンスの経験と知見を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
社外監査役	早川 明伸	取締役会に18回中18回 (出席率100%)、 監査役会に14回中14回 (出席率100%)	弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
	小内 邦敬	取締役会に18回中18回 (出席率100%)、 監査役会に14回中14回 (出席率100%)	税理士としての企業会計及び税務会計分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	38,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	38,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

#### ①業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

(ii) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を監督します。

(iii) 取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用します。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行します。

(iv) 全ての取締役及び従業員が、企業の社会的責任を常に認識し、また、単に明文化された法令・ルールの遵守に留まらず、広く社会規範を遵守して行動ができるよう「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」（以下、総称して「コンプライアンス規程等」といいます。）を制定し、コンプライアンス経営を実践します。

(v) 「コンプライアンス規程等」に従い、コンプライアンス担当取締役を選任し、当該コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会の定期的開催と内部通報窓口との連携を以って、取締役及び従業員の法令違反及びその発生可能性につきモニタリング、調査及び監督指導します。

(vi) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心として、代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告される体制及び顧問弁護士に適宜相談、報告される体制を構築します。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書、秘密情報及び個人情報について、法令、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に定めるところにより、適切に記録・保存、管理します。

#### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を制定し、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。

- (d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (i)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に係る事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催します。
  - (ii)取締役は、IT技術を活用し、迅速かつ的確な経営情報の把握に努めます。
- (e)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (i)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会において、子会社の経営状況について定期的に報告を受け、業務の適正を確保します。
  - (ii)「リスク管理規程」に定めるリスク項目について、子会社の取締役会において、適宜評価を行い、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。
  - (iii)当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。
  - (iv)内部監査担当者は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行います。
- (f)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する体制
  - (i)監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定します。
  - (ii)監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人は監査役からの要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けません。
  - (iii)監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を必要とします。
- (g)取締役及び使用人による監査役への報告に関する体制
  - (i)取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。
  - (ii)取締役、子会社の取締役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
  - (iii)従業員及び子会社の従業員が、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、内部通報窓口又はその他の方法により、監査役に報告できる体制

とします。

(iv)上記により監査役に報告を行った者に対して、不利益な取扱いを行わない体制とします。

(v)コンプライアンス担当取締役は、内部通報制度の通報の事実について、適宜遅滞なく監査役に報告を行います。

(h)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i)監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めることができます。

(ii)監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (a)内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

### (b)コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会（当事業年度は12回開催）を法令遵守の取り組みを行うための中心的な機関と位置付け、当社の取締役及び使用人に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行う等、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により社内及び社外に通報窓口を設けるなど、コンプライアンス確保の実効性向上に努めております。

### (c)リスク管理体制

当社グループにおけるリスク管理体制は、危機管理規程に基づき、執行役員及び業務執行取締役が中心となり、必要に応じて関連部門及び外部協力者と緊密に連携し、迅速かつ冷静に対応する体制をとっております。また、取締役社長は、当該危機対応の内容、今後の対応方針及び予防策、危機対応に要した費用等の必要事項を取締役会にて報告する方針を

っております。危機管理規程では、危機の範囲を明確に定義し、人命の保護・救助を最優先事項とした対応方針を定めております。

(d)内部監査

内部監査担当者が作成した年間内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。ただし、将来において当社の企業価値向上を目的として買収防衛策等の導入が必要になった場合は、導入を検討する方針であります。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- (a)配当につきましては、当社は設立以降、成長投資のための内部留保が必要な状況が継続しているため、配当の実績はありません。将来的には、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを考慮し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、年2回、中間配当及び期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、ARRの最大化に向けた施策の実施や新サービスの研究開発などに有効活用してまいりたいと考えております。

- (b)自己の株式の取得につきましては、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

## 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>5,115,450</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,793,246</b>
現金及び預金	4,585,223	買掛金	29,149
売掛金	169,955	未払金	353,072
前払費用	330,999	未払法人税等	190,878
その他	29,273	契約負債	2,791,415
<b>固定資産</b>	<b>1,179,336</b>	賞与引当金	212,819
<b>有形固定資産</b>	<b>167,721</b>	その他	215,913
建物	135,486	<b>固定負債</b>	<b>86,264</b>
工具、器具及び備品	30,693	資産除去債務	61,682
建設仮勘定	1,542	その他	24,582
<b>無形固定資産</b>	<b>44,688</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,879,510</b>
ソフトウェア仮勘定	44,688	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>966,927</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,233,167</b>
投資有価証券	556,363	資本金	521,191
繰延税金資産	75,727	資本剰余金	486,891
敷金及び保証金	256,850	利益剰余金	1,476,949
その他	77,986	自己株式	△251,863
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>160,112</b>
		その他有価証券評価差額金	157,707
		為替換算調整勘定	2,404
		<b>新株予約権</b>	<b>21,997</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,415,276</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,294,786</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,294,786</b>

## 連結損益計算書

(自 2022年10月1日  
至 2023年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,775,545
売上原価		1,098,219
売上総利益		5,677,326
販売費及び一般管理費		4,969,650
営業利益		707,676
営業外収益		
受取利息	86	
デリバティブ評価益	29,174	
その他	35	29,295
営業外費用		
為替差損	15,652	
投資事業組合運用損	7,679	
その他	811	24,142
経常利益		712,830
税金等調整前当期純利益		712,830
法人税、住民税及び事業税	231,520	
法人税等調整額	△27,524	203,996
当期純利益		508,834
親会社株主に帰属する当期純利益		508,834



# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>5,085,836</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,780,442</b>
現金及び預金	4,542,445	買掛金	29,149
売掛金	165,894	未払金	358,071
前払費用	330,503	未払費用	64,578
その他	46,993	未払法人税等	190,878
<b>固定資産</b>	<b>1,325,661</b>	契約負債	2,777,259
<b>有形固定資産</b>	<b>167,721</b>	預り金	28,468
建物	135,486	賞与引当金	209,193
工具、器具及び備品	30,693	その他	122,847
建設仮勘定	1,542	<b>固定負債</b>	<b>85,469</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>44,688</b>	資産除去債務	61,682
ソフトウェア仮勘定	44,688	その他	23,786
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,113,253</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,865,911</b>
投資有価証券	556,363	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	147,851	<b>株主資本</b>	<b>2,365,883</b>
長期前払費用	73,185	<b>資本金</b>	<b>521,191</b>
繰延税金資産	75,727	<b>資本剰余金</b>	<b>486,891</b>
敷金及び保証金	255,325	資本準備金	486,891
その他	4,802	<b>利益剰余金</b>	<b>1,609,665</b>
		その他利益剰余金	1,609,665
		繰越利益剰余金	1,609,665
		<b>自己株式</b>	<b>△251,863</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>157,707</b>
		その他有価証券評価差額金	157,707
		<b>新株予約権</b>	<b>21,997</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,545,587</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,411,497</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,411,497</b>

# 損益計算書

(自 2022年10月1日  
至 2023年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,749,619
売上原価		1,098,219
売上総利益		5,651,400
販売費及び一般管理費		4,899,740
営業利益		751,660
営業外収益		
受取利息	22	
業務受託料	4,002	
デリバティブ評価益	29,174	
その他	0	33,199
営業外費用		
為替差損	16,279	
投資事業組合運用損	7,679	
その他	811	24,769
経常利益		760,090
税引前当期純利益		760,090
法人税、住民税及び事業税	231,520	
法人税等調整額	△27,524	203,996
当期純利益		556,093

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

HENNGE株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 早 稲 田 宏  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 桑 井 祐 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HENNGE株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HENNGE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

HENNGE株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桑 井 祐 介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HENNGE株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月24日

HENNGE株式会社 監査役会

常勤監査役 後 藤 文 明 ㊟

社外監査役 早 川 明 伸 ㊟

社外監査役 小 内 邦 敬 ㊟

以上